の表中「及び住所」とあるのは「及び医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、第二百十六条第一項の表中「及び住所」とあるのは「及び医薬品総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」	第二百十四条第一項	製造専用医薬品	他の再生医療等製品の製造の用に供するため再生医療等製品の製造販売業者又は製造業者に販売し、又は授与する再生医療等製品であつて、その直接の容器又は直接の被包に「製造専用」の文字の記載のあるもの（第三項、第二百二十八条の十の七及び第二百二十八条の十の十四第三項第四号において「製造専用再生医療等製品」という。）
		（略）	（略）
	第二百十四条第三項	（略）	（略）
		法第六十八条の二の三第二項第一号ロからホまで	法第六十八条の二の三第二項第三号ロからホまで
		（略）	（略）
（略）		（略）	（略）
第二百十八条の二の二第一項		法第五十六条の二第一項	法第六十五条の四において準用する法第五十六条の二第一項
		（略）	（略）
第二百十八条の二の二第二項		法第五十六条の二第一項	法第六十五条の四において準用する法第五十六条の二第一項
第二百十八条の二の二第三項		法第五十六条の二第一項	法第六十五条の四において準用する法第五十六条の二第一項
（略）		（略）	（略）

二項の表中「及び住所」とあるのは「及び医療機器等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」と、第二百十六条第一項の表中「及び住所」とあるのは「及び医薬品等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」	第二百十四条第一項	製造専用医薬品	他の再生医療等製品の製造の用に供するため再生医療等製品の製造販売業者又は製造業者に販売し、又は授与する再生医療等製品であつて、その直接の容器又は直接の被包に「製造専用」の文字の記載のあるもの（第三項、第二百二十八条の十の三及び第二百二十八条の十の十第三項第四号において「製造専用再生医療等製品」という。）
		（略）	（略）
	第二百十四条第三項	（略）	（略）
		法第六十八条の二第二項第一号ロからホまで	法第六十八条の二第二項第三号ロからホまで
		（略）	（略）
（略）		（略）	（略）
第二百十八条の二の二第一項		法第五十六条の二第一項	法第六十五条の五において準用する法第五十六条の二第一項
		（略）	（略）
第二百十八条の二の二第二項		法第五十六条の二第一項	法第六十五条の五において準用する法第五十六条の二第一項
第二百十八条の二の二第三項		法第五十六条の二第一項	法第六十五条の五において準用する法第五十六条の二第一項
（略）		（略）	（略）